条例	対応する施策
(目的)	(アンダーライン)は今後実施を
第1条 この条例は、練馬区(以下「区」という。)における防犯、防火その	検討している施策
他の生活の安全を確保するための取組について、区、区民、事業者等の責	
務を明らかにするとともに、相互の連携および協力の下に生活の安全に配	
慮したまちづくりを推進するため、別に定めのある場合を除くほか、必要	
な事項を定めることにより、すべての区民が安全に、かつ、安心して生活	
することができる社会の実現を図ることを目的とする。	
(定義)	
第2条 この条例において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に	
定めるところによる。	
(1) 区民等 区の区域内(以下「区内」という。)に居住し、区内に存す	
る事務所もしくは事業所に勤務し、区内に存する学校に在学し、または	
区内に滞在する者をいう。	
(2) 事業者 区内で事業活動を行う法人その他の団体および個人をいう。	
(3) 関係行政機関 区の区域を管轄する警察署、消防署その他の行政機関	
をいう。	
(4) 関係団体 区内の町会、自治会、商店会、消防団、防犯協会、防火協	
会その他の団体をいう。	
(5) 土地建物等管理者 区内に存する土地、建物およびこれらに付属する	
工作物等を所有し、占有し、または管理している者をいう。	
(6) 学校等 区内の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に	
規定する学校(大学を除く。)、同法第82条の2に規定する専修学校の高	
等課程および同法第83条第1項に規定する各種学校で主として外国人の	
児童、生徒、幼児等(以下「児童等」という。)に対して学校教育に類	
する教育を行うものをいう。)ならびに児童福祉法(昭和22年法律第164	
号)第7条に規定する児童福祉施設、同法第34条の7の規定に基づき放	
課後児童健全育成事業を行う施設およびこれらに類する施設として練馬	
区規則(以下「規則」という。)で定めるものをいう。	

条例	対応する施策
(区の責務)	
第3条 区は、第1条に掲げる目的を達成するため、つぎに掲げる施策を総	
合的に実施する責務を有する。	
(1) 生活の安全に関する意識の啓発	・ 防犯ハンドブックの作成配布
(2) 生活の安全に関する区民等による自主的な活動の支援	防犯防火フェア、防犯防火相談事業の実施地域団体等が実施するパトロール
	活動への各種支援 地域団体等が企画する防犯防火講習会への支援
(3) 生活の安全に関する情報の収集および区民等への提供	安全安心地域懇談会の開催
(4) 安全で安心な地域社会を形成するための環境の整備	・ 地域安全マップの作成支援・ 区委託パトロールの実施
(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める施策	
2 区は、前項の施策を実施するに当たって、関係行政機関、関係団体等と	
の連絡調整を緊密に行い、地域の実情に即した密接な連携を図るものとす	
る。	
(区民等の責務)	
第4条 区民等は、生活の安全に関する意識を高め、自らの安全の確保に努めるとともに、つぎに掲げる事項に努めるものとする。	
(1) 生活の安全に関する自主的な活動の推進	
(2) 地域で行う生活の安全に関する活動への協力	
2 区民等は、生活の安全に関し、区が実施する施策に協力するよう努める	
ものとする。	
(事業者の責務)	
第5条 事業者は、区民等の生活の安全について理解を深め、事業活動等に	
当たって区民等の生活の安全に資するために必要な措置を講じるよう努め	
るものとする。	
2 事業者は、生活の安全に関し、区が実施する施策に協力するよう努める	
ものとする。	
(関係行政機関の責務)	
第6条 関係行政機関は、生活の安全に関して必要な情報を、区民等へ提供	
するよう努めるものとする。	
2 関係行政機関は、生活の安全に関し、区が実施する施策に協力するよう	
努めるものとする。	

条例	対応する施策
(土地建物等管理者の責務)	
第7条 土地建物等管理者は、土地、建物およびこれらに付属する工作物等	
に係る安全な環境の確保に努めるものとする。	
2 土地建物等管理者は、生活の安全に関し、区が実施する施策に協力する	
よう努めるものとする。	
(防犯・防火設備の整備等)	
第8条 区は、防犯および防火に係る設備の整備を促進しなければならな	・ 防犯防火機器等のあっせん
い。	
2 共同住宅、大規模店舗その他の不特定多数の者が利用する建築物を新築	
し、または改築しようとする者は、当該建築物の設計において防犯に配慮	
するよう努めるとともに、防犯に係る設備を整備するよう努めるものと	
し、必要に応じてその所在地を管轄する警察署の助言を求めるものとす	
る。	
3 住宅の所有者または管理者は、当該住宅に住宅用火災警報器等の防火に	
係る設備を整備するよう努めるものとし、必要に応じてその所在地を管轄	
する消防署の助言を求めるものとする。	
4 不特定多数の者が出入りする場所に防犯カメラ(防犯を目的とした撮影	・ 対象者のプライバシー保護に留意
装置をいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、区長が別に定める防犯	した「練馬区防犯カメラ設置指針」の
カメラに関する指針の内容に基づき、その設置および運用に努めるものと	制定
する。	
(空き家または空き地の管理)	
第9条 区長は、空き家または空き地の管理状態が防犯または防火上支障が	庁内に土木・環境・衛生等関係組
あると認められるときは、その所在地を管轄する警察署長または消防署長	織による「問題家屋連絡会」を設置
と協議のうえ、当該空き家または空き地の所有者または管理者に対し、必	し、空き家・空き地に係る総合的な
要な改善を行うよう指導することができる。	対応を検討

条例	対応する施策
(学校等における児童等の安全の確保)	
第10条 学校等の管理者は、区、その所在地を管轄する警察署および消防	・ 学校安全安心ボランティア事業
署、関係団体、地域住民、児童等の保護者等と協力し、当該学校等の施設	・ スクールサポーター・サポート
および通学路等における安全対策を推進し、児童等の安全を確保するよう	ームなど学校と警察の各種連携
努めるものとする。	
2 区は、前項の安全対策の推進のため必要な施策を行うとともに、児童等	警視庁による非常通報体制「学
の緊急避難所の整備等地域における児童等の安全対策に関する活動に対し	110番」の設置
積極的に支援を行うものとする。	・ 学校内各教室へのインターホン
	設置など各種安全対策の実施
	・ 緊急避難所への各種支援(プレ
	ト配布)
	・ 防犯ブザーの配布
3 区は、区立の学校等以外の学校等を設置し、または管理する者に対し、	
当該学校等における安全対策の実施について、必要な情報の提供等を行わ	
なければならない。	
(学校等における安全教育の推進)	
第11条 学校等の管理者は、当該学校等の職員および児童等に対し、防犯お	セーフティ教室の実施
よび 防火、交通安全、非行防止、薬物乱用防止等に関する教育(以下	
「安全教育」という。)を推進するよう努めるものとする。	
2 区は、前項の安全教育に関し、必要な支援を行わなければならない。	
(援護を要する者への配慮)	
第 12 条 区は、この条例に基づく施策の実施に当たり、高齢者、障害者そ	• 高齢者世帯が防犯防火に係る住
の他の援護を要する者の安全の確保に特に配慮しなければならない。	改修を実施した場合の経費の助成
(区施設の管理)	・ 区立施設における盗難事故を防
第 13 条 区は、その設置し、または管理する施設について、防犯、防火等	するため、窓ガラス改修・防犯認
安全の確保のため必要な対策を講じ、他の模範とならなければならない。	の設置
(情報の共有)	
第 14 条 区は、関係行政機関と協力し、区および区に隣接する地域におけ	・ 防犯防火情報のホームページ掲載
る生活の安全に関する情報を積極的に収集し、区民等と共有するものとす	・ 防犯防火情報のメール配信
る。	

条例	対応する施策
(練馬区安全・安心協議会)	
第15条 区、区民等、関係行政機関、関係団体等が一体となって、安全に安	安全安心協議会の条例上の位置づ
心して暮らせるまちづくりを推進するため、区長の附属機関として、練馬	け
区安全・安心協議会(以下「協議会」という。)を設置する。	
2 協議会は、区長の諮問に応じてつぎに掲げる事項について審議し、答申	
する。	
(1) 安全に安心して暮らせるまちづくりの推進に関する基本事項	
(2) 前号に掲げるもののほか、安全に安心して暮らせるまちづくりに関す	
る必要事項	
3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項	
は、規則で定める。	
(安全に安心して暮らせるまちづくり推進地区)	
第16条 区民、関係団体等は、地域において自主的かつ積極的に、安全に安	・ 地域団体等が不特定多数の者が出
心して暮らせるまちづくりに関する活動を実施している場合は、規則で定	入りする地点に防犯設備を整備した
めるところにより申請し、当該活動地域を安全に安心して暮らせるまちづ	場合の経費助成
くり推進地区(以下「推進地区」という。)として区長の認定を受けるこ	
とができる。	
2 区長は、前項の規定により認定した推進地区において活動する区民、関	
係団体等が活動しやすい環境を整備するため、重点的に支援を行うものと	
する。	
(委任)	
第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。	
付 則	
この条例は、公布の日から施行する。	